

神戸市高齢者介護士認定制度受講支援事業の申請手続き等について

1. 補助内容

介護保険施設・介護サービス事業所の職員が神戸市高齢者介護士認定制度を受講する際に必要となる代替職員の確保にかかる経費を補助します。

2. 補助対象事業者

補助事業の対象となる事業者は、神戸市高齢者介護士認定制度（以下、「認定制度」という。）を受講する職員を雇用する法人。

3. 補助対象経費

補助事業の対象となる経費は、認定制度で実施される講習会の第1日目が属する月（令和6年7月）から、認定制度の試験が属する月（令和6年9月）までの期間における以下に関する経費。

- (1) 補助対象事業者が雇用する代替職員の人件費
（基本給、諸手当、社会保険料等の事業主負担分）
- (2) 補助対象事業者が、契約に基づき派遣元人材派遣会社等に支払う、代替職員派遣に要する経費

4. 補助対象代替職員の要件

補助対象事業者が所属介護職員に認定制度を受講させる目的で新たに雇用する介護職員のうち、下記の要件を満たす者

- (1) 雇用期間が1か月以上
- (2) 勤務時間が1日3時間かつ週15時間以上
- (3) 勤務場所は認定制度を受講する職員と同一の事業所
- (4) 労災保険、雇用保険、社会保険については、法令に基づき適切に加入すること
※直接雇用ではなく、人材派遣会社等との契約に基づいた派遣職員をもって代替職員に充てる場合においても、上記の条件を満たすこと。

5. 補助金の額

補助対象事業者1事業所あたり208,000円の補助基準額と、実際に補助対象事業者が負担する補助対象経費を比較して少ない方の額。

6. 申請方法

下記の二次元バーコードを読み取り または 二次元バーコードをクリックして、**e-KOBE（電子申請）** よりご申請ください。



手続き名：【介護保険施設】神戸市高齢者介護士認定制度受講支援事業（当初申請）

※e-KOBE の操作方法等については、別紙 PDF「e-KOBE（電子申請）による補助金申請手続きのご案内」を必ずご一読ください。

※e-KOBE の申請は、法人のアカウントで行ってください。対象の事業所が複数ある場合は、法人でとりまとめて申請ください。

7. 申請期間

下記の申請期間中に、e-KOBE 申請フォームからご申請ください。

当初申請	令和6年6月10日（月曜）から令和6年9月30日（月曜）
決定通知交付	申請受付後、e-KOBE で順次発送
変更申請	交付決定通知を受領してから、令和6年9月30日（月曜）まで
中止・廃止申請	交付決定通知を受領してから、令和6年9月30日（月曜）まで
実績報告	交付決定通知を受領してから、令和6年10月31日（木曜）まで

※交付決定を受けた内容から変更が生じた場合は、変更申請を行い、変更交付通知決定を受ける必要があります。

※実績報告完了後、補助金をお支払いします。

※予算額を超える申請があった場合には、先着順により、予算範囲内で補助対象事業者を決定いたしますので、あらかじめご了承ください。

8. 問い合わせ先

神戸市福祉局介護保険課「神戸市高齢者介護士認定制度受講支援事業担当」

（電話番号）078-322-6229

（電子メール）kobekaigohokenka2@office.city.kobe.lg.jp